

重要事項説明書

(共用型認知症対応通所介護)

利用者： _____ 様

事業者： グループホーム みんなの家

共用型認知症対応型通所介護重要事項説明書 [令和6年6月1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：共用型認知症対応型通所介護 みんなの家 TEL：0949-26-6808

担当 山本こず江 重要事項説明者 山本こず江

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 (共用型認知症対応型通所介護) グループホームみんなの家の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	共用型認知症対応型通所介護 みんなの家
所在地	福岡県直方市大字上頓野3635番地1
介護保険指定番号	4091700072
サービス提供地域	直方市

(2) 営業時間

連絡窓口	午前9:00～午後5:00
通所営業	午前9:00～午後7:00

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	名
統括施設長	介護福祉士・主任介護支援専門員	1名	名	名
看護師	看護師(管理者と兼務)	1名	名	名
介護職員	介護福祉士(1名) 認知症介護実践者研修(1名)	7名	3名	名

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、アクティビティーその他必要な介護等を行います。

4 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ① サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束はしない。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び利用者代理人等に、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」をもって説明し同意を得る。
- ③ 事業所は緊急やむを得ず行なう身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催する等、身体拘束廃止に取り組む。
- ④ 身体拘束適正化を図る為、以下の措置を講じなければならないこととする。
 - ・身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ・身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。委員会については運営推進会議を活用することができる(委員会へは外部の人を交えて開催すること)
 - ・身体拘束等の適正化の為の指針を整備すること
 - ・介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施すること。(新人研修でも研修必須)

5 虐待防止について

- ①事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

6 業務継続計画の策定等について

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

7 利用料金

(1) 利用料

認知症対応型通所介護費（Ⅱ）

介護保険適用	単位	一割負担分
所要時間3時間以上4時間未満の場合		
要支援1	248単位	248円
要支援2	262単位	262円
要介護1	267単位	267円
要介護2	277単位	277円
要介護3	286単位	286円
要介護4	295単位	295円
要介護5	305単位	305円
所要時間4時間以上5時間未満の場合		
要支援1	260単位	260円
要支援2	274単位	274円
要介護1	279単位	279円
要介護2	290単位	290円
要介護3	299単位	299円
要介護4	309単位	309円
要介護5	319単位	319円
所要時間5時間以上6時間未満の場合		
要支援1	413単位	413円
要支援2	436単位	436円
要介護1	445単位	445円

要介護 2	4 6 0 単位	4 6 0 円
要介護 3	4 7 7 単位	4 7 7 円
要介護 4	4 9 3 単位	4 9 3 円
要介護 5	5 1 0 単位	5 1 0 円
所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		
要支援 1	4 2 4 単位	4 2 4 円
要支援 2	4 4 7 単位	4 4 7 円
要介護 1	4 5 7 単位	4 5 7 円
要介護 2	4 7 2 単位	4 7 2 円
要介護 3	4 8 9 単位	4 8 9 円
要介護 4	5 0 6 単位	5 0 6 円
要介護 5	5 2 2 単位	5 2 2 円
所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		
要支援 1	4 8 4 単位	4 8 4 円
要支援 2	5 1 3 単位	5 1 3 円
要介護 1	5 2 3 単位	5 2 3 円
要介護 2	5 4 2 単位	5 4 2 円
要介護 3	5 6 0 単位	5 6 0 円
要介護 4	5 7 8 単位	5 7 8 円
要介護 5	5 9 8 単位	5 9 8 円
所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		
要支援 1	5 0 0 単位	5 0 0 円
要支援 2	5 2 9 単位	5 2 9 円
要介護 1	5 4 0 単位	5 4 0 円
要介護 2	5 5 9 単位	5 5 9 円
要介護 3	5 7 8 単位	5 7 8 円
要介護 4	5 9 7 単位	5 9 7 円
要介護 5	6 1 8 単位	6 1 8 円
時間延長について		
9 時間以上 1 0 時間未満の場合	+ 5 0 単位	+ 5 0 円
1 0 時間以上 1 1 時間未満の場合	+ 1 0 0 単位	+ 1 0 0 円
1 1 時間以上 1 2 時間未満の場合	+ 1 5 0 単位	+ 1 5 0 円
1 2 時間以上 1 3 時間未満の場合	+ 2 0 0 単位	+ 2 0 0 円
1 3 時間以上 1 4 時間未満の場合	+ 2 5 0 単位	+ 2 5 0 円
その他の加算について		
入浴をしたとき	40 単位	40 円
若年性認知症利用者受入加算	60 単位	60 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（廃止中）	6 単位	6 円
事業所側が送迎をしなかった場合	片道につき－ 4 7 単位	片道につき－ 4 7 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護給付内の 1 ヶ月分総金額×20.9%	

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※上記金額は 1 割負担分です。自己負担が 2 割負担の方は上記単位数× 2 が自己負担分となります。

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

食事代	一食	450円
レクリエーション材料費		実費
オムツ		実費
※その他本人が支払うのに妥当と考えられるものは自費となります		

(2) キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：グループホームみんなの家 TEL0949-26-6808)

①ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の10%

(3) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の料金を請求いたしますので、15日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕または要支援と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準	施設看護師の判断	

10 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

みんなの家	利用時間	9：00～17：00
	電話番号	0949-26-6808
	担当者	山本 こず江、山本 幹雄
国民健康保険連合会	電話番号	092-642-7859
直方市介護サービス係	電話番号	0949-25-2390

11 損害賠償責任保険

保険会社： あいおいニッセイ同和損保

保険内容： 賠償責任保険

【 会社の概要 】

社名 有限会社 グループホームみんなの家
資本金 3,000,000円
社員数 27名（契約社員含む）
設立 平成15年 10月
所在地 福岡県直方市大字上頓野3635-1
代表者 代表取締役 山本 幹雄

【 事業内容 】

（介護予防）認知症対応型共同生活介護、共用型認知症対応型通所介護
通所介護（総合事業を含む）、居宅介護支援事業所

【事業者】

福岡県直方市大字上頓野3635番地1
有限会社 グループホームみんなの家
代表取締役 山本 幹雄

印

【事業所】

福岡県直方市大字上頓野3635番地1
共用型認知症対応型通所介護 みんなの家（指定番号 4091700072）

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

署名代行事由：

署名代行者氏名 _____ 印